**○○協定**

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第15条第１項に基づき、○○株式会社（以下「甲」という。）と熊本県（以下「乙」という。）は、○○協定を締結する。

１．目的

この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

２．建築物木材利用促進構想（甲による木材の利用の促進に関する構想）

（１）構想の内容

　※甲（木材を利用する協定者）の構想について概要を記載（以下、記載例）。

　・甲は、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に県産材を積極的に活用することにより、「2050年熊本県内CO2排出実質ゼロ」の実現や山村の活性化等に貢献していく。また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号、以下「クリーンウッド法」という。）第２条第２項に規定する合法伐採木材等の利用を促進することにより、SDGsに貢献していく。

（２）構想の達成に向けた取組の内容

　　※上記構想の達成に向けた具体的な取組について、可能な限り数値目標を含めて記載（以下、記載例）。

　・甲は、今後３年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積１m2当たり〇m3以上の県産材を利用する設計を基本とし、３年間で計1,000m3の県産材を利用する（過去３年間の地域材利用量200m3の５倍に相当）。その際、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者により合法性が確認された木材を利用する。

　・甲は、乙と連携して、木材利用の意義やメリットについて、ホームページや動画等で積極的に情報発信する。

３．甲の構想を達成するための乙による支援（※以下、記載例）

　　乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲の取組を優良事例として積極的に広報する。

４．構想の対象区域

　　熊本県全域

５．本協定の有効期間

　　本協定の有効期間は、締結の日から、令和○年○月○日までとする。

６．その他

（１）実施状況の報告

　　甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（２）協定の変更及び協議

　甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要が生じた場合、この協定に定められていない事項について連携・協力する必要が生じた場合、又はこの協定の実施につき疑義が生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（３）協定の解除

　　甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙が記名・押印（署名）のうえ、各自その一通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲　住所

○○株式会社

代表取締役

乙　熊本県

　　　代表者　熊本県知事